



# 地域連携室

## 高額療養費制度について

高額療養費制度とは、1か月（1日～末日）の医療費や薬局などでの窓口支払いを自己負担限度額までの支払いに抑えることができる制度です。

自己負担限度額は、所得によって異なります。（対象外：個室料、病衣リース（CSセット）など）

●今回は事例をもとに医療費制度についてご説明いたします。



Aさん：68歳 医療費負担割合：3割 B病院 1/20 入院～2/10 退院

※Aさんは、B病院へ1月と2月分の医療費と食事代を支払います。



総医療費 (10割負担)	〈1月分〉約1,400,000円 (手術等含む)
	〈2月分〉約200,000円

計約160万円の医療費発生！  
3割負担でも約48万円の医療費に！



### ▼自己負担額を軽減できる制度を利用しよう！

1 70歳未満の高額療養費制度を利用  
医療費 ★Aさんは、区分「オ」に該当

所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア(標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円 + (総医療費 - 84,200円) × 1%	140,100円
②区分イ(標準報酬月額53～79万円の方)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
③区分ウ(標準報酬月額28～50万円の方)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
④区分エ(標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
⑤区分オ(低所得者)(被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

2 住民税非課税世帯の場合は  
食事代も減額に！  
★Aさんは、「低所得者Ⅱ」に該当

所得区分		標準負担額	
現役並み所得者、一般		460円	
低所得者Ⅱ	過去12カ月の入院日数	90日までの入院	210円
		90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円	

⇒『限度額適用・標準負担額減額認定証』の申請が必要

⇒あらかじめ『限度額適用認定証』の申請が必要  
※詳細は加入している公的医療保険窓口(国保、協会けんぽ等)に確認！



Aさんは上記制度を利用した結果、

入院費	〈1月分〉35,400円(医療費) + 7,560円(1食210円×3×12日) = 42,960円
	〈2月分〉35,400円(医療費) + 6,300円(1食210円×3×10日) = 41,700円

合計84,660円 といった自己負担額になりました。

当院では、高額療養費制度の限度額区分が、ご本人様・ご家族様の同意のもとで、オンライン確認できるようになりました(加入保険者により)。  
「入院になるけど、限度額の区分はどこになるのかな?」「手続きがすぐにできない」といった相談がありましたら、下記相談窓口にご相談ください。

#### 相談窓口

- 医事課(1階)
- 地域医療連携室(2階)
- がん相談支援センター(2階)

